

法案作成講座における化学物質政策基本法案の作成について

千葉大学法経学部 倉阪秀史ⁱ

1. 法案作成講座の趣旨と概要

2005 年度から、11 月から 12 月にかけての金曜日夜に、千葉大学東京サテライトオフィス（田町）にて、法案作成講座を開講している。

この講座は、予め公表したテーマに関心のある方に集まっていたいただき、参加者の意見を聞きながら、講師（倉阪）が法案を作成するものである。受講者には、法案にどのような事項を盛り込むべきかについて発言することが期待されているが、受講者はできあがった法案の内容には責任を負わないという考え方で運営されている。

金曜日の 18:30 から 21:30 までの 3 時間が開講時間で、4 回にわたって開講される。受講料は無料である。

本報告では、これまで 3 回にわたって開講された法案作成講座を振り返ることとしたい。

2. 法案作成講座の経緯

（1）容器包装リサイクル法改正案の作成（2005 年度）

法案作成講座のきっかけは、容器包装リサイクル法の改正であった。当時、関連 NGO などが集まって組織した「容リ法改正ネットワーク」が、NGO 案を作成したいという希望をもっていた。そこで、容リ法改正ネットワークの主要メンバーから、法案に盛り込むべき事項についてヒアリングを行いつつ、容リ法の改正案を作成したのである。したがって、最初の年の「受講生」は容リ法改正ネットワークに参加していた人々の有志であった。

改正案の作成に当たっては、再使用の促進と事業

者の費用負担の強化を主な課題とした。作成された改正案では、再使用の促進については、現行法の「再商品化」という言葉を「再使用」と「再資源化」からなるものと定義し直し、基本方針や再商品化計画の中で、「再使用」についての方針や目標が明示的に扱われるようにした。事業者の費用負担の強化については、市町村が収集した容器包装廃棄物の量に標準収集費用をかけた額を、容器包装関連事業者が指定法人に支払わなければならないこととした。これに伴い、指定法人の業務として、当該金額を徴収し、市町村に分配する業務を追加した。改正案には、これらのほか、容器包装の再商品化の基本原則が規定されるとともに、レジ袋などの特定の使い捨て容器包装の削減に関する規定が置かれた。

この改正案は、容リ法改正ネットワークが作成した市民案として、冊子にされ、審議会の席上で紹介されるとともに、国会議員などの関係者へのロビイングの材料として活用されたと聞いている。

（2）環境アセスメント法改正案の作成（2006 年度）

法案作成講座 2 年目は、あらかじめテーマを設定して参加者を募る方式とした。テーマとしては、筆者が環境庁時代にその作成に関わった環境影響評価法の改正を選んだ。環境アセスメント学会のメーリングリストなどを用いて参加者を募り、つた。参加者は、環境コンサルタント、NGO、区議会議員、大学院生などさまざまな立場からの 10 名であった。

完成した改正法案には、1)方法書の手続きの前に、実施意図の公告手続を設け、この後に当該事業に関心のある旨を申し出た者には、その後の手続き情報を伝達しなければならない旨を規定すること、2)地

方条例の対象となる事業であって、一定の要件に該当する事業は、国の手続きに移ることができることとし、地方条例にスクリーニング機能を持たせること、3)方法書の説明会と事業者見解・調査予測方法選定結果の公表手続きを追加すること、4)専門家による審査委員会を設置すること、5)事後調査手続きを加えること、6)環境影響予測士という資格を創設し、各種書類の内容について予測士の確認を求めること、などの点が盛り込まれている。

この法案は、環境アセスメント学会のサロン会で公表された。今後の環境影響評価法の改正論議でも活用されることを期待している。

(3) 化学物質政策基本法案の作成 (2007年度)

3年目の昨年は、化学物質に関する新規法案を作成することをテーマとして、参加者を募集した。その結果、化学物質関係のNGOを中心として9名の参加を得た。このときの経緯は、次項で若干詳しく説明することとしたい。

3. 化学物質政策基本法案の作成経緯

(1) 法案作成講座のセッティング

法案作成講座は、東京田町のキャンパスイノベーションセンターにある千葉大学東京サテライトオフィスにて開講される。オフィスには、大画面のモニターが置かれており、講師(倉阪)のパソコンの画面の内容が参加者全員に見えるようになっている。また、パソコンはインターネットに接続されており、法令検索などを行うことができる。

(2) 法案作成講座の進め方

法案作成講座では、最初の1日(第1週)は、参加者からのヒアリングに当てられる。参加者が自己紹介と選定されたテーマに関して考えている事項を順次自由に発言する。その内容を倉阪が整理して、「法案に盛り込むべき事項」を作成する。

化学物質政策基本法案の場合は、参加者から、「化学物質についての統合的な法律が必要」、「化審法とPRTR法は合体させる必要がある」、「食品安全委員会のようなものが必要」、「化学物質の分野での市民の知る権利が保障されていない」、「入り口出口、縦割り、用途別とぐだぐだなので、統一して欲しい」

などさまざまな意見が出された。

二日目(第2週)から具体的な法案の作成に入る。条文案を講師(倉阪)が提示し、参加者と対話しながら、条文を固めていく作業である。

化学物質基本法案については、二日目冒頭に基本法を目指すという方針について参加者の同意を得て、二日目は、目的、定義、原則の一部、役割の一部、化学物質基本計画、表示、化学物質安全委員会などの条文が作成された。

三日目(第3週)は、化学物質の登録、高懸念化学物質への規制、化学物質に関する情報共有、化学物質の製造、輸入、貯蔵、取扱、排出又は移動に関する届出及び公表、非意図的に発生する化学物質の管理、緊急の事態への対処、国際協力、地方公共団体の施策、教育・学習などの条文が作成された。

最終日(第4週)には、原則の残り、責務の残り、紛争処理・被害救済、原状回復などの条文を作成し、20時30分頃に法案作成を終了した。実質的に11時間の作業であった。

(3) 条文の作り方

条文は、基本的には、既存の法律から似たような内容を規定している条文を抜き出し、その内容をアレンジすることによって作成される。

例えば、化学物質政策基本法案の場合には、食品安全基本法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)、公害等調整委員会設置法などを主に参照して作成された。このように、条文を作成するためには、いろいろなパターンの条文について知っていることが不可欠となる。

また、新しく条文を書き下ろさなければならない場合には、条文で用いようとする用語を検索して類例を探すこととなる。検索には、電子政府の総合窓口(<http://www.e-gov.go.jp/>)内にある法令データ提供システムを用いる。このシステムは、以前は国の政府機関や国会関係者しか用いることができなかったが、現在は一般に公開されているものである。時によっては、『法律用語辞典』(有斐閣)や『ワークブック法制執務』(ぎょうせい)を参照することもあ

る。

4. 化学物質政策基本法案の意義

化学物質政策基本法案は、とくに以下の点に意義があると考えられる。

第一に、化学物質政策に関する基本原則が整理されたことである。第3条から第9条にかけて、以下の7点の基本原則が規定された。

- ・ 上市前のリスク評価
- ・ 影響を受けやすい人及び生態系への配慮
- ・ ライフサイクル管理
- ・ 予防的取組方法
- ・ 代替化の推進
- ・ すべての関係者の参加
- ・ 国際的協調

第二に、化学物質政策に関する基本的な方向性が整理されたことである。従来、化審法、PRTR法、家庭用品有害化学物質規制法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法など、さまざまな法律によってばらばらに実施されていた化学物質管理について、第17条から第29条までに一覽的に規定されることとなった。

第三に、化学物質のリスク評価を行うために、3条委員会として、化学物質評価・調整委員会を設置したことである。公害等調整委員会を改組することを狙いとしており、従来の公調委の所掌事務を含む形で化学物質評価・調整委員会の所掌事務が規定されている。

なお、法案第49条に規定されたステークホルダー会議は、従来の法律に見られない新しい条文といえる。

5. 法案作成講座の意義と今後

法案作成講座は、法案の作成過程を公開することによって、そのノウハウを普及させることを主眼としている。

法令データ提供システムが公開されたために、誰でも法案の作成が行える条件が整っている。また、法案作成に関する参考書もさまざまに出版されている。しかし、法案作成のノウハウが知られているとは必ずしも言えない。

筆者は、環境庁時代に、環境基本法案と環境影響評価法案の作成作業に参加することができ、これらの法案が作成され、審査される過程を経験することができた。このときに得たノウハウを少しでも活用できれば幸いと考えている。

また、法案作成講座で作成した法案によって、NGOの政策提案活動がより具体的になるという効果も生まれている。容器包装リサイクル法改正案が、容リ法改正ネットワークのロビイングで活用されたことはすでに述べた。化学物質政策基本法案については、「化学物質政策基本法制定ネットワーク」(略称:ケミ・ネット)の結成準備会が2008年5月に開催されるなど、化学物質関係のNGOに新しい展開を生み出しているところである。

法案作成講座を継続していけば、いずれNGO発の法律も作られるようになるのではないかと考えている。このため、今後も法案作成講座を継続させ、さまざまな法案を生み出すとともに、法案作成のノウハウをひとりでも多くの人に伝えていきたいと考えている。

(資料) 化学物質政策基本法案

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、化学物質が国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできないものであるとともに、その利用が人の健康の保護又は生態系の保全上の支障を生じさせるおそれがあることにかんがみ、化学物質によるリスクの低減に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、化学物質によるリスクの低減に関する施策の基本となる事項を定めることにより、化学物質によるリスクの低減に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「化学物質」とは、元素及び化合物(それぞれ放射性物質を除く。)をいう。

2 この法律において、「リスク」とは、人の健康の保護又は生態系の保全に及ぼしうる影響であって、その影響の大きさとその影響が発生する可能性によって測られるものをいう。

3 この法律において、「新規化学物質」とは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年十月十六日法律第百十七号)第二条第七項に定める化学物質をいう。

4 この法律において、「既存化学物質」とは、前号に定める化学物質以外の化学物質をいう。

(上市前のリスク評価)

第三条 化学物質は、そのリスクを適正に評価されない限り、製造し、又は輸入されてはならない。

(影響を受けやすい人及び生態系への配慮)

第四条 化学物質の管理は、化学物質による影響を受けやすい人の健康及び生態系の機能が維持されることを旨として、行われなければならない。(ライフサイクル管理)

第五条 化学物質の管理は、化学物質によるリスクを総合的かつ計画的に削減する必要があることにかんがみ、このために必要な措置が、化学物質の研究開発から、製造、輸入、運搬、保管、販売、使用、排出、再生、処分に至るすべての段階(以下「化学物質のライフサイクル」という。)を通じて適切に講じられることにより、行われなければならない。

(予防的取組方法)

第六条 化学物質の管理は、完全な科学的証拠が欠如していることをもって対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を講じる方法(以下「予防的取組方法」という。)のっとり、適切におこなわれなければならない。

(代替の推進)

第七条 化学物質の管理は、リスクが大きい化学物質をリスクが少ない化学物質に代替させていくことによって、化学物質によるリスクを可能な限り少なくすることを旨として、行われなければならない。

(すべての関係者の参加)

第八条 化学物質の管理に関する施策の策定は、化学物質に係るすべての関係者による積極的な参加のもとに行われなければならない。

(国際的協調)

第九条 化学物質の管理に関する施策の策定は、化学物質が国際的に移動するものであることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第十条 国は、前七条に定める化学物質の管理についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、化学物質のリスクの低減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十一条 地方公共団体は、基本理念のっとり、化学物質のリスクの低減に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(事業者の責務)

第十二条 化学物質の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者(以下「化学物質関連事業者」という。)は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが化学物質によるリスクの低減について

第一義的責任を有していることを認識して、化学物質によるリスクを低減させるために必要な措置を化学物質のライフサイクルの各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、化学物質関連事業者は、基本理念のっとり、化学物質の製造、輸入又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによるリスクの低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、化学物質によるリスクの低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、化学物質関連事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る化学物質に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、化学物質関連事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する化学物質によるリスクの低減に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第十三条 国民は、化学物質によるリスクの低減に関する知識と理解を深めるとともに、化学物質によるリスクの低減に関する施策について意見を表明するように努めることによって、化学物質によるリスクの低減に積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、化学物質によるリスクの低減に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

ない。

(国会に対する報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、化学物質によるリスクの低減に関して講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならない。

第二章 化学物質によるリスクの低減に関する基本的施策

(化学物質基本計画)

第十六条 政府は、基本理念にのっとり、化学物質によるリスクの低減に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、化学物質によるリスクの低減に関する基本的な計画(以下「化学物質基本計画」という。)を定めなければならない。

2 化学物質基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 化学物質によるリスクの低減に関する施策についての基本的な方針

二 化学物質によるリスクの低減に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 化学物質によるリスクの低減に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために重点的に研究開発のための施策を講ずべき化学物質に関する技術及びその施策

四 前三号に掲げるもののほか、化学物質によるリスクの低減に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、化学物質安全委員会の意見を聴いて、化学物質基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、化学物質基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、化学物質基本計画の変更について準用する。

(新規化学物質の登録)

第十七条 国は、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者が、化学物質による人の健康及び生態系に悪影響を及ぼすおそれについての評価(以下「化学物質リスク評価」という。)を行い、その結果を、その用途とともに、化学物質評価・調整委員会に登録するよう、必要な規制の措置を講じなければならない。

(既存化学物質の登録)

第十八条 国は、政令で定める量を超える既存化学物質を製造し、又は輸入しようとする者が、政令で定める期間内に、所要の化学物質リスク評価を行い、その結果を、その用途とともに、化学物質評価・調整委員会に登録するよう、必要な規制の措置を講じなければならない。

(登録されていない用途以外で使用される化学物質の登録)

第十九条 国は、登録されている化学物質について、登録された用途以外の用途で使用しようとする者が、所要の化学物質リスク評価を行い、その結果を、その用途とともに、化学物質評価・調整委員会に登録するよう、必要な規制の措置を講じなければならない。

(高懸念化学物質に関する規制)

第二十条 国は、化学物質による人の健康及び生態系に悪影響を及ぼすおそれとくに高いものとして政令で指定する物質（以下「高懸念化学物質」という。）の製造、輸入、運搬、使用及び排出を制限するよう、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 国は、高懸念化学物質を含む廃棄物が、当該化学物質の製造、販売等を行う事業者によって、適正に回収され、処理されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（化学物質に関する情報共有）

第二十一条 国は、化学物質の製造、輸入又は販売の事業を行う者が、当該化学物質に関する情報を当該化学物質又は化学物質を用いた製品を使用し、廃棄する者に対して、適切に提供することにより、当該化学物質を使用し、廃棄する際のリスクが低減されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、化学物質若しくは化学物質を用いた製品を使用又は廃棄の事業を行う者が、当該化学物質の用途に関する情報を、当該化学物質を製造、輸入又は販売する者に対して、適切に提供することにより、当該化学物質を使用し、廃棄する際のリスクが低減されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（化学物質に関する表示）

第二十二条 国は、化学物質若しくは化学物質を用いた製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が、国際的な連携を確保しつつ、当該化学物質に関する表示を適切に行うよう、必要な措置を講じなければならない。

（化学物質の製造、輸入、貯蔵、取扱、排出又は移動に関する届出及び公表）

第二十三条 国は、化学物質を製造、輸入、貯蔵、取扱、排出又は移動しようとする事業者が、関係する行政機関に対して、製造等に係る化学物質の量を適切に届け出るよう、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、前号の規定に基づき届け出を受けた行政機関によって、その届け出に係る情報が適切に公表されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（非意図的に発生する化学物質の管理）

第二十四条 国は、非意図的に発生する化学物質によるリスクの低減のため、当該化学物質の発生状況を監視し、測定し、記録するとともに、当該化学物質によるリスクを可能な限り低減するために必要な措置を講じなければならない。

（緊急の事態への対処）

第二十五条 国は、化学物質の排出などより人の健康又は生態系に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に適切に対処するよう、当該事態の発生への防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。

（化学物質によるリスクの低減に関する国際協力）

第二十六条 国は、化学物質の監視、測定又は評価の効果的な推進を図る

ための国際協力を推進するとともに、化学物質によるリスクの低減のための施策に関する国際的連携を図るように必要な措置を講じなければならない。

（高懸念化学物質の国際移動の抑制）
第二十七条 国は、高懸念化学物質又は高懸念化学物質を含む製品若しくは廃棄物の国際的な移動が、国際的な連携のもとに抑制されるように、必要な措置を講じなければならない。

（化学物質に係る紛争の処理及び被害の救済）

第二十八条 国は、化学物質に係る紛争に関するあつせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他化学物質に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、化学物質に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない。

（化学物質による原状回復）

第二十九条 国は、化学物質によって損なわれた生態系の機能を可能な限り回復させるため、必要な措置を講じなければならない。

（地方公共団体の施策）

第三十条 地方公共団体は、第十七条から第二十九条までに定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた化学物質によるリスクの低減のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

（情報及び意見の交換の促進）

第三十一条 化学物質によるリスクの低減に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会を行うものとする。協議の場の設定その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

（関係行政機関の相互の密接な連携）

第三十二条 化学物質によるリスクの低減に関する施策の策定に当たっては、化学物質によるリスクの低減のために必要な措置が化学物質の研究開発から処分に至るすべての段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

（試験研究の体制の整備等）

第三十三条 国及び地方公共団体は、化学物質によるリスクを低減するために科学的知見の充実に努めることが重要であることにかんがみ、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講じなければならない。

（化学物質に関する情報の収集、整理及び活用等）

第三十四条 国及び地方公共団体は、化学物質によるリスクの低減のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、化学物質によるリスクに関する情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置を講じなければならない。

（化学物質に関する教育、学習等）

第三十五条 国及び地方公共団体は、学校、職域、地域その他の場における化学物質によるリスクの低減に関する教育及び学習を振興させるために必要な措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、国民が化学物質に関する知識と理解を深めるため、化学物質によるリスクに関する広報活動を充実させなければならない。

第三章 化学物質評価・調整委員会

（設置）

第三十六条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として、化学物質評価・調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第三十七条 委員会は、化学物質リスク評価を実施するとともに、化学物質の原料の採取、製造、保管、運搬、使用、排出、再生、処分各段階にわたる紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第三十八条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十七条から第十九条までの規定に基づき、化学物質を登録すること。

二 前号の登録に際して、事業者が行う化学物質リスク評価の結果を審査し、別法の定めるところにより必要な措置を講ずること。

三 前号に規定する審査又は自ら行った化学物質リスク評価の結果に基づき、化学物質によるリスクの低減のため講ずべき施策について関係各大臣に勧告すること。

四 前号の施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、関係各大臣に勧告すること。

五 化学物質又は公害に係る紛争のあつせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。

六 鉱区禁止地域の指定に関すること。

七 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）その他の法律及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の定めるところにより不服の裁定を行うこと。

八 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十七条第二項又は第三百三十一条第一項の意見を述べること。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

十 第一号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。

十一 第一号から前号までに掲げる

事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。

2 委員会は、前項第二号の審査又は自ら化学物質リスク評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その審査又は化学物質リスク評価の結果を通知しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第一項第三号若しくは第四号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。

4 関係各大臣は、第一項第三号又は第四号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第三十九条 関係各大臣は、別に政令で定める場合には、委員会の意見を聴かななければならない。

2 第一項に定めるもののほか、関係各大臣は、化学物質によるリスクの低減に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

(職権の行使)

第四十条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行なう。

(組織)

第四十一条 委員会は、委員長及び委員六人をもって組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第四十二条 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第四十三条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(身分保障)

第四十四条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第四十五条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の服務等)

第四十六条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ない、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第四十七条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第四十四条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第四十一条第四項に規定する常勤の委員は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第四十八条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施

するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、化学物質評価・調整委員会規則を制定することができる。

(ステークホルダー会議)

第四十九条 委員会は、第三十八条第一項第三号の施策を立案するときは、あらかじめ関係者によって構成される会議を開いて、広く関係者と十分に協議しなければならない。

2 前号の施策は、前号の協議の結果に基づいて立案しなければならない。

(資料提出の要求等)

第五十条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

(調査の委託)

第五十一条 委員会は、必要があると認めるときは、国の他の行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

(国会に対する報告)

第五十二条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(専門委員)

第五十三条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員三十人以上を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて総務大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 第四十六条第一項の規定は、専門委員について準用する。

(事務局)

第五十四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に置かれる職員のうちには、化学物質に関する科学的知見を有する者及び弁護士となる資格を有する者を加えなければならない。

(政令への委任)

第五十五条 この章に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第五十六条 第四十六条第一項（第五十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。